

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「事業場」という。）に雇用され、空調用水処理薬品の営業販売業務等に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月に、直属の上司から、過去に契約不履行・長期過剰在庫・長期滞留を行っていた前任者からの客先引継ぎを命じられ、不適切な取引が強いトラウマとなっていたため、客先移管の打合せ当日である同月〇日、顔面の痺れにより、欠席することとなったという。請求人は、同年〇年〇月、Cクリニックに受診し、「適応障害」と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び時期について、D医師は、平成〇年〇月〇日付け「意見書」において、請求人の申述内容及び主治医の意見等を踏まえた上で、平成〇年〇月頃に、ICD-10診断ガイドラインにおける「F43 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨述べている。当審査会としても、請求人の発病の経緯とその症状からみて同医師の見解は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) そこで評価期間における「特別な出来事」以外の出来事についてみると、請求人は、①上司から注意書の署名捺印を強要された、②業務の引継ぎを強要されたという2つ出来事を主張していることから、以下、検討する。

ア ①の出来事について、請求人は、平成〇年〇月にあった勤怠管理のGPS位置情報送信義務化に反対し、上司からGPSの打刻を行わなかったことで注意書に署名捺印を強要された旨述べており、上司からGPS情報の送信に

ついて複数回指導された上で、注意書の提出を求められたことが認められる。

この点、勤怠管理システムの変更は、○回にわたる説明会が行われ、導入目的に不合理な点は認められず、請求人の同僚は、システム変更に伴うGPS情報の送信について、何ら不服を述べていない。この出来事を、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみて検討すると、システム変更に反対する請求人が、上司の言動に不快感を抱いたことは推認されるものの、上司は会社の規則に従うよう注意指導したに過ぎず、決定書理由に説示するとおり、注意書の提出は、複数回にわたる口頭注意の上、その提出を求めたものであり、業務指導の範囲を超えた言動は認められないことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ ②の出来事について、請求人は、平成○年○月に上司から過去にトラウマとなっていたEからの案件の引継ぎを強要された旨述べており、Fが請求人に担当変更の話と同月○日に行ったことが認められる。

この点、案件の引継ぎは、人事異動や業務バランスを考慮して行う通常業務であり、引継ぎを強要したとまでは認められないこと、また、実際は、請求人が案件の引継ぎを拒否したため実施されていないことから、当該出来事を業務による出来事として評価することは妥当ではないものと判断する。

ウ 上記ア、イのほか、次の出来事が認められる。

(ア) 請求人の本件疾病発病5か月前から4か月前にかけて時間外労働が20時間以上増加し、1月当たり45時間以上になっていることから、認定基準別表1の「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみて検討すると、残業が増加した時期は繁忙期にあたり、決定書理由に説示するとおり、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

(イ) 請求人は、平成○年○月にG部からH部へ配置転換していることから、認定基準別表1の「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみて検討すると、同一室内での異動であり、また、引き続き保守管理営業業務を行っており、決定書理由に説示するとおり、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(5) また、請求人は、所定労働時間では処理が不可能な過剰業務割当が行われている旨主張している。

この点、当審査会において一件記録を精査するも、事業場が過剰業務割当を強要した事実は確認できなかった。念のため、請求人が主張する時間外労働について検討するも、決定書理由に説示するとおり、評価期間以前の出来事や発病後の出来事であり、いずれも評価の対象とすることはできない。さらに、評価期間中の時間外労働について検討すると、出勤簿、時間外勤務カード、ICカードにより記録された時刻などを基に、請求人及び関係者の聴取を考慮して算定した監督署長の労働時間の認定は妥当なものであり、本件疾病の発病前おおむね6か月間において、請求人に恒常的長時間労働があったとは認められない。

(6) 以上からすると、請求人には業務による心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が2つ、「中」となる出来事が1つ認められるも、恒常的長時間労働は認められないことから、その心理的負荷の全体評価は「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(7) なお、請求人は、本件疾病発病後の出来事を縷々申し立てているが、「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、発病後に特別な出来事は見受けられないことから、上記判断を左右しない。

(8) その他請求人の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。